規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）	第七条第二項の承認に関する文書	派遣先の機関の特殊事情により派遣職員に給与を支給しない場合の承認の文書 当該承認の申請の文書	五年
	第九条各項の報告の文書	派遣先の機関における勤務条件等についての任命権者への報告の文書 派遣状況報告書	三年
	第四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の協議に関する文書	五年を超える期間を定めて職員を派遣する場合等の協議の文書 当該協議に対する回答の文書	派遣が終了する日に係る特定日以後三年
	第四条第二項の同意の文書	派遣期間の更新に係る職員の同意の文書	

十二　育児休業

人事管理文書の区分		人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
育児休業法	第三条第二項、第四条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項又は第二十六条第一項の請求の文書	育児休業承認請求書 育児短時間勤務承認請求書 育児時間承認請求書	育児休業、育児短時間勤務又は育児時間が終了する日の翌日に係る特定日以後三年	廃棄
	第三条第三項（第四条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十六条第一項の承認の文書の写し	育児休業の承認の文書の写し 育児休業の期間の延長の承認の文書の写し 育児短時間勤務の承認の文書の写し 育児短時間勤務の期間の延長の承認の文書の写し 育児時間の承認の文書の写し		
	第六条第二項（第十四条又は第二十六条第三項において準用する場合を含む。）の取消しの文書の写し	育児休業の承認の取消しの文書の写し 育児短時間勤務の承認の取消しの文書の写し 育児時間の承認の取消しの文書の写し		
規則一九―〇（職員の育児休業等）	第十六条第二項の協議に関する文書	育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	五年	
	第三十二条第一項の申出の文書	妊娠又は出産等についての申出の文書	三年	
	第三十四条第一項の報告の文書	育児休業の取得の状況の報告の文書		
	第五条第二項（第六条第二項、第十条第三項（第二十二条（第三十一条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十条第二項又は第三十条第二項において準用する場合を含む。）の証明書類	育児休業の事由を確認するための証明書類 育児休業の期間の延長の事由を確認するための証明書類 養育状況変更届に係る事由について確認するための証明書類 育児短時間勤務の事由を確認するための証明書類 育児短時間勤務の期間の延長の事由を確認するための証明書類 育児時間の事由を確認するための証明書類	育児休業、育児短時間勤務又は育児時間が終了する日の翌日に係る特定日以後三年	廃棄